

1. 申請者氏名	池田 拓人
2. 審査委員	主査：(兵庫教育大学教授) 永木 耕介 副主査：(岡山大学教授) 足立 稔 委員：(兵庫教育大学教授) 西岡 伸紀 委員：(兵庫教育大学教授) 鬼頭 英明 委員：(兵庫教育大学教授) 西口 直希
3. 論文題目 <b>近代日本における学校柔道の教授内容・方法に関する歴史的研究</b>	
4. 審査結果の要旨 教科教育実践学専攻生活・健康系教育連合講座 池田拓人から申請のあった学位論文について、兵庫教育大学学位規則第16条に基づき、下記のとおり審査を行った。  論文審査日時：平成26年2月27日（木） 10時45分～11時45分 場所：兵庫教育大学 自然棟2階 223会議室  <b>1. 学位論文の構成と概要</b> 本研究は、近代日本において成立した「柔道」が学校体育正科に位置づけられていく背景と経緯を踏まえつつ、実際の教授内容と方法がどのようにして整備され、普及・定着していったのかについて、文献史料の歴史的検討を通して明らかにしたものである。 第1章では、明治15年に嘉納治五郎（1860-1938）によって興された柔道（正式名称：日本傳講道館柔道）の技術が、主に明治中期に至るまでにどのように体系づけられていったのかについて検討している。その結果、自由に技を掛け合う「乱取」の技術が、それまでの柔術諸流派の技術体系とは一線を画し、安全性や競技性という観点から整備され、「柔道」として定着していったことを明らかにしている。そのことは、やはり初期の段階から、教育者であった嘉納治五郎が柔道に「教育的価値」を付与する方向で技術を体系づけていったことを示している。 第2章では、焦点を学校体育における柔道（すなわち学校柔道）に絞り、そこに適応させるためにどのような工夫（教材化）がなされていったのかについて検討している。明治17年、文部省管轄の体操伝習所は「撃剣（剣術）および柔術」の学校正科への採用を「否」とするが、その後、嘉納は「否」とされた種々の理由に対する改善を試みていく。その過程を踏まえた検討の結果、当時文部省が推奨していた「体操」領域を超える意図をもって「体操ノ形」が創出されたことを明らかにしている。パターン化された練習法である「形（かた）」は、自由に技を掛け合う「乱取」よりも安全で、広い場所	

や柔道衣も必要としないなど、体操伝習所によって指摘された「否」の理由に対応したものであった。

第 3 章では、ようやく正科採用（中学校における選択教材）となった明治 44 年以後における教授内容・方法は具体的にどのようなものであったのか、主に文部省主催の武術講習会に着目して検討している。その結果、学校柔道で取り扱われる技の中心は立った状態において技を掛ける立技（乱取技）であったこと、また、講習会の主たる講師陣は嘉納を中心とする講道館のメンバーであり、かつ講道館で教授用に整備されていた段階的な教授内容・方法（五教の技）による普及が図られたことを明らかにしている。このことは、武術（のち武道）の中でも特に柔道の教授内容・方法については、文部省がほぼ全面的に講道館に依拠していたことを示している。

第 4 章では、第 2 章でみた「形」が、教授内容・方法としてどのように取り扱われたのかについて検討している。その結果、第 3 章で明らかにしたように、授業で用いられた技は「乱取技」が中心であったが、その技の練習に入る前の導入教材として「形」が位置づけられ、特に初心者に対する指導法として確立されていったことを明らかにしている。

以上、柔道の教授内容・方法は初期の時点から、安全性と誰でもが行いうる大衆性が考慮され、いわゆる段階的指導（易→難）という観点に徹しながら教材として工夫されてきたことがわかる。

## 2. 審査経過

現行学習指導要領の中学校保健体育科において「武道」領域が必修化され、平成 25 年度から全国で完全実施となり、全中学校の 6 割以上で「柔道」が採用されている。しかし今日、柔道の安全性や大衆性の欠如が問題視されており、それらへの解決策を見出すことは喫緊の課題となっているが、教授・学習の内容・方法的観点からそれらに資する研究はほとんど進んでいない現状にある。本研究はそれに応じるものであり、その点に意義を見出すことができる。また、丹念な文献資料の収集および分析を通して導出された、「段階的な指導を重視すべきである」という結論について評価が与えられた。

一方で、教育実践学という視点から、当時の安全性についてのより具体的・実践的な記述の不足、また、近年の柔道の教授内容・方法（具体的には学習指導要領）と本研究の対象期間における教授内容・方法との相違を明確にするべきであるとの指摘がなされたが、申請者はそれらについて自覚的であり、今後、記述を補なう旨を回答した。

いずれにしても、本研究が学校柔道の教授内容・方法を改善するための重要な基礎的研究であることが認められた。

## 3. 審査結果

以上により、本審査委員会は、池田拓人氏の提出した学位論文が博士（学校教育学）の学位を授与するにふさわしい内容であると判断し、審査委員全員一致で合格と判定した。